

令和3年度厚生年金保険等の徴収対策に係る行動計画（令和3年4月日本年金機構）（抜粋）

1. 基本的考え方

日本年金機構（以下「機構」という。）においては、令和3年度の組織目標を「社会の安定・安心への貢献」とし、その実現に向けた重点取組施策の一つである「安定・安心に貢献する基幹業務の運営」のため、厚生年金保険等の徴収対策事業に関し、納付猶予（特例）許可事業所に対する丁寧な説明ときめ細かい対応により、事業所の置かれた状況に応じ、既存の納付の猶予及び換価の猶予（以下「法定猶予制度」という。）の適用を積極的に行う。

納付猶予（特例）の許可を受けていない事業所であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により保険料等の納付が困難となった場合は、法定猶予制度が適切に活用されるよう、事業主等からの問い合わせや相談に対し丁寧に対応することはもとより、制度の周知広報にも努め、個々の事業所の置かれた状況や心情に十分に配慮した迅速かつ柔軟な対応を行う。

令和4年度厚生年金保険等の徴収対策に係る行動計画（令和4年4月日本年金機構）（抜粋）

1. 基本的な考え方

日本年金機構（以下「機構」という。）においては、令和4年度の組織目標を「コロナ禍の克服 新しい時代への貢献」とし、その実現に向けた重点取組施策の一つである「新しい時代に貢献する基幹業務の推進」のため、厚生年金保険等の徴収対策事業に関し、換価の猶予等の法定猶予制度の効果的な活用を図り、引き続き事業所の存続を図りつつ、適切に納付計画を策定し履行管理を行うことにより、安定的な保険料収納の確保と収納率の向上を図ることを基本的な方針とする。